

台風・地震等の非常変災における措置について(お知らせ)

春暖の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本校教育に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、台風の接近や豪雨、地震などの非常変災の発生、または恐れのある時は、児童の安全を確保するための措置を下記のとおりとします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

き記

1 台風接近や豪雨の場合

(1) 臨時休校になる場合

午前7時現在、滋賀県(または、近江南部)に「暴風警報」が発令されているとき

または、

午前7時現在、草津市に「特別警報」が発令されているとき

★この場合、学校からの連絡はありません。テレビやラジオ、インターネット等の報道で確認してください。

なお、「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」のみでは、臨時休校になりません。ご注意ください。

(2) 学校長の判断で、臨時休校あるいは始業時刻を遅らせる場合

一斉メールの配信でお知らせします。まだのご家庭は登録をお願いします。

(3) 留意点

・大雨等の非常変災時には付近の安全確認等、子ども達へのご配慮をお願いします。

・登校後に「特別警報」が出された場合は、教育委員会から指示があるまで子どもは学校で待機させます。

2 草津市で地震が起きた場合

<p>震度5弱以上のとき</p>	<p>登校日の前日午後5時以降から始業開始時間前(午前8時15分)までの間に草津市で震度5弱以上の揺れを観測した場合、臨時休業とします。 登校中の場合、学校、もしくは自宅の近い方へ避難します。登校した児童は、その後、保護者へ引渡しを行います。</p>
<p>震度4以下のとき</p>	<p>原則として、平常通り授業を行います。 ※保護者におかれましては通学路の状況等を考慮いただき、安全と判断されてからお子様を登校させていただきますようお願いいたします。</p>

3 その他

- ・適時の一斉メール配信に努めますが、つながりにくい状況も考えられます。学校ホームページや報道機関の情報にご留意ください。
- ・このお知らせは、ご家族が見やすいところに貼っておいてください。